



平成 27 年 2 月 4 日

各 位

社 名 グローバルアジアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 瀧 培今
(JASDAQ・コード 3587)
問合せ先 代表取締役副社長 楊 晶
TEL 03-5510-7841 (代表)

第三者委員会の追加報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 2 日、第三者委員会より追加報告書を受領いたしましたので、別紙のとおり開示致します。当社が追加調査を必要と判断した 3 件について、平成 27 年 1 月 27 日に第三者委員会に追加で依頼したものととなります。

追加調査対象となっている項目につきましても、現在訴訟・請求などの争いになっている件について影響が生じる恐れがあること、項目によっては刑事事件の対象となる可能性があり、捜査に影響を与える恐れがあること、個人情報保護の観点から、固有名を一部伏字とさせていただきます。尚、別紙の追加報告書は、第三者委員会に了承を得て、報告書原本を基に、当社が伏字にする固有名を選択し、置き換えたものとなります。

今回の追加報告書の記載内容を含め、調査結果を真摯に受け止め、再発防止のための提言に沿って改善に取り組み、必要な措置を進めてまいり所存です。問題点の是正や再発防止策の具体的な内容につきましては、確定次第改めてお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

以上

平成27年2月2日

グローバルアジアホールディングス株式会社 御中

追加調査報告書

当職らは、平成27年1月19日に当職らが提出した報告書の調査事項に関連する事項につき追加調査を実施し、その結果をとりまとめたので、本書をもって報告する。

第三者委員会

委員長 弁護士 逢坂 貞夫

副委員長 弁護士 中込 秀樹

委員 公認会計士 石崎 秀明

追加調査 1

株式会社B Tの株式会社D Qに対する事業譲渡の取引実体について

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 株式会社B T（代表取締役F Z，以下「B T」という。）、株式会社D Q（代表取締役F U，以下「D Q」という。）及び対象会社（当時の商号株式会社プリンシパル・コーポレーション，代表取締役菊地博紀）を当事者とする，平成25年3月15日付事業譲渡契約書（資料1-1）には，同月21日を目処として契約当事者が協議の上定めた日に，B Tが同社のスーパーマーケット事業の全部をD Qに約4億5000万円で譲渡すること（以下「本件譲渡」という。）を主要事項とする契約の詳細な項目が記載されている。

イ 対象会社の平成25年3月5日（3月15日の誤記と認める。）付取締役会議事録（第68期第23回）（資料1-2）には，同月15日，議長である菊地博紀が，対象会社の子会社であるB Tにおいて，同社の運営する全5店舗に係るスーパーマーケット事業を，同月21日を譲渡日としてD Qに基本譲渡金額4億5千万円で譲渡することを議場に諮り，全員異議なく承認可決されたことが記載されている。

ウ 対象会社の平成25年3月15日付I R（資料1-3）には，対象会社及びその連結子会社であるB Tが取締役会決議に基づき，同社の運営するスーパーマーケット事業を，同月21日を譲渡日とし，4億5000万円を基本譲渡対価としてD Qに譲渡する契約を締結したことが記載されている。

エ 対象会社の平成25年3月21日付I R（資料1-4）には，B Tによるスーパーマーケット事業の事業譲渡に関し，現預金，貯蔵品及び保証金資産の譲渡日時点の残高を踏まえた譲渡価額調整に基づき決定された基本譲渡価額4億6200万円のうち4億3200万円について決済があったことが記載されている。

オ 対象会社の平成25年4月19日付I R（資料1-5）には，B Tによるスーパーマーケット事業の営業譲渡につき，譲渡日時点の商品資産の残高につき棚卸実査を行い，最終的な事業譲渡価額及び事業譲渡益の集計を行った結果，事業譲渡益2億1518万8000円を特別利益として計上することとなったことが記載されている。

カ 対象会社の会計帳簿には上記記載の事実を反映した記帳がなされている。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

本件譲渡が社内手続を経ており，本件譲渡に関し，契約書記載事項，I R事項，会計帳簿記載に齟齬がなくその他特段問題とすべき事項もないことから，これらの書面の記載どおりに取引が実行されたといえる。

よって，対象会社の譲渡条件は契約書に記載のとおり，入金状況，清算結果については会計帳簿記載のとおりであったと判断される。

追加調査 2

対象会社のAD株式会社に対する株式会社B Tの株式の譲渡について

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 対象会社には，対象会社（代表取締役菊地博紀）とAD株式会社（代表者A C，以下「AD」という。）を当事者とし，両社の代表印が捺印された平成25年7月10日付株式売買契約書（資料2-1）が存在し，これには，同日，対象会社はADにB Tの発行済総株式である普通株式41000株を同社の純資産額で売

却すること、ADは対象会社に売買代金として8000万円を支払うこと、両社は同日時点のBTの純資産額と8000万円との差額を3ヶ月以内に清算すること（以下「本件株式売買」という。）が記載されている。

イ 対象会社には、対象会社とADを当事者とし、両社の代表印が捺印された「株式会社BTの債権債務に関する覚書」（日付記入はされていない）（資料2-2）（以下「本件覚書」という。）が存在し、これには、平成25年7月30日に対象会社において対象会社の代表者である菊地博紀がBTの債権債務について話し合ったこと（話し合いの相手方の記載はない。）、同月10日時点のBTの未払債務8047万7205円は対象会社が責任をもって支払うこと、同日以後も、ADがBTを稼働したことに基づき発生したものを除き、同社の租税公課や売掛金等の債務は対象会社が責任をもって支払うこと、同年9月30日までに対象会社がBTまたはADに8047万7205円を支払うこと、対象会社がBTの債務等を支払わない場合（責任を取らない場合というカッコ書きが付加されている。）は両者間の株式売買契約は無効とし、BTは対象会社の子会社に戻るものとする事が記載されている。

ウ 平成25年7月10日付対象会社の取締役会議事録（第69期第9回）には、同月9日、菊地博紀が電磁的記録により取締役及び監査役の全員にBTの株式売却を提案し、翌日までに取締役全員が電磁的記録及び書面により同意の意思表示を行い、監査役はその提案に異議を述べなかったため、対象会社の定款及び取締役会規程に基づき当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなされた旨記載されている（資料2-3）。

エ 平成23年7月10日を申請日、起案者を菊地博紀、件名を「(株)BT株式譲渡の件」とする稟議書（資料2-4）には、BTの全株式をADに譲渡すること、支払方法は「当社預り金と相殺他」とすることが記載され、管理担当責任者印（FV）、社長印（G及び菊地）及び経理担当責任者印（L）が捺印され、同日可決の決裁がされたことが記載されている。

オ 対象会社の平成25年7月10日付IR（資料2-5）には、同日付の譲渡契約の締結に基づき対象会社がADにBTの全株式を8000万円で売却すること、譲渡価額は平成25年3月期末のBTの純資産額が8096万8000円であること及び現在同社の事業が実質休眠状態であることを加味して譲渡先との交渉の結果決定したこと、株式譲渡の実行により同社は平成25年7月から対象会社の連結子会社から除外されること並びに同社の役員構成については対象会社からの派遣役員については、速やかに解消される見通しであることが記載されている。

カ 平成27年1月8日時点のBTの会社登記簿（資料2-6）には、菊地博紀が平成23年6月24日に取締役に就任し、平成25年4月1日に同社の代表取締役に就任したこと（退任又は辞任登記はなされていない）、Gが同日に取締役に就任したこと（退任又は辞任登記はなされていない）が記載されている。

キ Gの作成に係るBT宛て平成25年7月10日付辞任届（資料2-7）には同人がBTの取締役を辞任したいから届ける旨記載されており、BT（代表取締役菊地博紀）作成に係るG宛て同日付受領証（資料2-8）には同日Gから取締役辞任届を受領した旨記載されている。

ク 菊地博紀は、当委員会に対しのおり述べた。

対象会社は、平成25年7月10日にBTの株式を全てADに譲渡し、これに伴いBTの印鑑、通帳、会計資料等は全てADの実質的支配者であるYに引き渡した。自分は、この株式譲渡に伴い、BTの取締役を辞任する旨の意向をYに伝え、辞任登記手続を依頼しているが、同人が登記手続を履行しない。

対象会社に本件覚書が保管されていたということであるが、自分はこのような書面を作成した記憶はない。同覚書内に菊地博紀が平成25年7月30日に対象

会社において話し合ったとあるが、同日自分は、偶々狭心症の発作がひどくなり」病院で診察を受け、終日対象会社に出社しなかったため、この日に会社で話し合いをすることはできなかった。この覚書は偽造されたものである。また、同覚書に基づきB Tが再び対象会社の子会社に戻ったという主張をADからされたことはなく、現に同社の印鑑や通帳等は依然同社が保持している。

ケ さいたま市の医療法人F W病院医師F Xの作成に係る平成25年7月30日付診断書(資料2-9)には、診断対象者を菊地博紀として、狭心症疑い、本年7月に胸部痛が2回生じたため、同月30日に当院を受診し上記診断を得た、狭心症治療薬を処方し、経過観察としたとの記載がある。

コ 対象会社は平成26年3月期第2四半期連結会計期間より、株式を全部譲渡することによりB Tを連結の範囲から除外した。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 本件覚書の効力について

(7) 本件覚書によれば、対象会社がB Tの債務を支払わないことで、本件株式売買が無効となり、同社が対象会社の連結子会社の地位に復帰したという可能性がある。この場合対象会社の会計処理に誤りが生じることとなる。一方で、菊地博紀は本件覚書は偽造であると主張する。そこで、本件覚書に基づく合意の成否につき以下検討する。

(イ) 本件覚書には対象会社及びADの代表者印が捺印されており、外形上合意が成立している。

しかしながら、本件覚書は日付欄が空欄であり、不完全なものである。また、本件覚書には、菊地博紀と平成25年7月30日に対象会社においてB Tの債権債務に関し話し合ったとあるが、同人は同日は通院のため対象会社に出社していない旨述べ、この供述内容は同人の提出する診断書の裏付けがあつて信用できる。そうであるとすると、この話し合いは虚偽の事実が記載されていることになる。また、本件覚書に定める事項は本件株式売買の帰趨に関わる重要事項であるが、本件株式売買に関する取締役会議事録や稟議書において本件覚書に言及されたものはない。菊地博紀は平成26年1月15日に代表取締役の地位を退き代表印の管理権を失ったところ、同年6月27日開催の定時株主総会後に代表取締役に再任され代表印の引渡を受けるまでの間は、代表印の利用につき関与する立場にはなかったと認められる。

以上の事実からすると、本件覚書は本件株式譲渡後に菊地博紀の氏名及び対象会社の代表者印を冒用することで作成されたものであって、内容虚偽の文書であると認めるべきである。

よって、本件覚書に基づき対象会社とADが同書記載の内容の合意をしたと認めることはできない。

イ B Tの役員登記について

(7) 対象会社は本件株式譲渡後B Tを会計上連結対象として扱っていないが、同社の代表取締役である菊地博紀は、依然B Tの代表取締役として登記されているため、両社の関係性が問題となる。

(イ) この点、菊地博紀は、辞任登記を依頼するものの、B Tの会社印等を保持するADがそれに応じないと述べる。

対象会社のIRには同社からの派遣役員については、速やかに解消される見通しであると記載されており、対象会社から派遣されていた菊地博紀らが辞任届を提出したと考えられること、派遣役員の一人名であるGは辞任届を提出しているが、同人も未だB Tの取締役として登記されていることからすれば、菊地博

- 紀について、ADが辞任登記の手続を懈怠している旨の供述は信用できる。
- (ウ) 以上によれば、菊地博紀が代表取締役役に依然登記されていることをもってBTが本件株式譲渡後も対象会社の子会社として連結対象となる地位にあるということとはできないと判断すべきである。

追加調査3

対象会社が株式会社BAと締結した取引業務委託契約の取引実体について

対象会社と株式会社BAとの間において締結された旨の平成26年1月31日付業務委託契約書によれば、対象会社が株式会社BAに対し業務を委託し、その報酬として同社に3000万円が支払われることとされ、現に同額が支払われたこととされて、これに対応する対象会社の会計処理もされているが、当時の担当役員でこの取引を知らないとする者がおり、これが実体のあるものであったかどうか問題とされている。

- (1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 対象会社には、対象会社（当時の代表取締役AA）を委託者、株式会社BA（代表取締役FY、以下「BA」という。）を受託者とする平成26年1月31日付業務委託契約書（資料3-1）が存在し、これには、BAに対し、対象会社が、その所有する「ベジスタ」及びその子会社が所有する「ベジラボ」の運営に関する助言及び、広告業務一般、その他これに付随する受託者、委託者協議の上決定した業務を委託し、その報酬としてBAに対し、3000万円を、同年3月末日までに指定銀行口座に送金して支払う旨が記載されており、この業務委託契約書の真正の成立に疑いはない。

イ 対象会社には、BAを作成者とする平成26年3月3日付受領証（資料3-2）が存在し、これには、前項記載の業務委託契約に基づく報酬として、BAが同日対象会社から3000万円を受領した旨が記載されており、この受領証の真正の成立にも疑いはない。

ウ 対象会社の経理上上記事実が反映された帳簿処理がされている。

エ 対象会社には、起案者をGとして同人の押印があり、申請日を平成26年1月31日、件名を「H広告・コンサルティングの件」とする稟議書（資料3-3）が存在し、これには、フィットネス事業を営むHの3月初旬の開業に向け、広告宣伝を開始する必要が生じ、開業前後の集客についてもアドバイスを受けるべく、広告およびコンサルティングについてBAと契約を締結したく、稟議を申請する旨、同社は、広告業のほか、ホテル・レジャー施設の経営、健康トレーニングの事業に加え、野菜・果実販売も展開し、「H」の「食と美と健康」というコンセプトに合致する事業会社である旨、業務委託費として1年間で3000万円の予算を組み、開業時に支払う予定である旨が記載され、添付資料として、業務委託契約書ドラフト、BA社謄本、広告ドラフトと、申請金額として、3000万円（税込）と記載され、社長印（決済）欄に松本の印鑑が押印されている。一方、同書の担当上司印（承認）欄、管理担当責任者印（承認）欄及び経理担当責任者印（承認）欄には各担当者の押印が無く、決済区分（可決、保留、条件付可決、否決）にはいずれにもチェックが無く、決済年月日欄にも記載はない。しかし、承認条件欄には、既に取締役会で承認され、IRで発表のとおりであり、予算内であることから承認するが、念のため後日開催される取締役会で報告することとの記載がある。

この稟議書には、上記アの業務委託契約書の押印前のもの、BAの履歴事項全部証明書及び9ページにわたるH等の広告ドラフトが添付されている。

オ 平成26年3月3日付対象会社のIR（資料3-4）によれば、対象会社は、その

食品事業展開の一環として、子会社であるベジスタに平成26年3月3日にフィットネス&サロン施設「VEGE LABO～H～」をオープンさせ、この施設は、「健康管理フィットネス」プログラムとの連動で「食」と「健康」をテーマとしたフィットネス&サロン施設としたこと等の広告宣伝活動を行った。

カ 平成26年3月25日付対象会社取締役会議事録（第69期第30回）には、同日対象会社会議室において取締役会が開催され、G取締役から、3日にスタートしたHについて、内装工事・広告等の支出について、これまで新株予約権の資金使途として取締役会です承いただき対外的にも発表している予算内ですすめている旨報告がなされたとの記載がある（資料3-5）

キ 当委員会がGに対しBAとの取引について照会したところ、同人はそのような会社は知らない旨回答した。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

前記(1)ウの稟議書の決済欄の多くに押印を欠いたり、記載がなかったりする部分があり、真に決済がされたのか疑問を入れる余地もなく、担当取締役のGがこの取引を知らないと述べることからすると、この業務委託取引の真実性について疑問を入れる余地がないではない。

しかし、前記のとおり、本件業務委託契約書、BAの作成に係る領収書が存在いずれも真正に成立したと認められること、対象会社の帳簿上本件取引を反映した会計処理がなされていること、この契約締結について取締役会において報告がなされたと認められること、対象会社の平成26年3月3日付IRによれば、子会社であるベジスタが平成26年3月3日にHをオープンし、それに関連した広告宣伝活動を行ったことが認められることからすれば、上記業務委託契約書に記載のとおり取引が現実になされたとみとめるべきである。

稟議書の記載は不十分ではあるが、付随条件をも併せてみれば、社長が押印することによって他の記載を省略したとみることが可能であり、Gの供述は、他の事項に対する供述と照らし併せても、およそ信を措きがたいものであって、この判断を覆すに足りるものではない。

以上

第三者委員会補助者（事務局）

弁護士 田邊勝己

弁護士 片岡剛

弁護士 尾山祐介

弁護士 平田香織

弁護士 岡山大輔

弁護士 神前吾郎

公認会計士 峯尾商衡

公認会計士 楠壽大